特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	健康管理関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

野辺地町は、健康管理関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

青森県野辺地町長

公表日

令和1年6月27日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理関係事務
②事務の概要	1. 予防接種に係る事務 2. 母子保健に係る事務 3. 健康増進法に基づく健康増進事業に係る事務
③システムの名称	健康管理システム、母子管理システム、団体内統合宛名システム（中間サーバーコネクタ）、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
予防接種ファイル、母子保健ファイル、健康診査ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条（利用範囲）第1項　別表第一の10、49、76の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第10、40、54条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会の根拠） 1. 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第7号　別表第二の16の2、17、18、19、70の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令） （平成26年内閣府・総務省令第7号） ・別表第二省令第13、39条、12条の2、12条の3、13条の2 （情報提供の根拠） 1. 番号法第19条第7号　別表第二 ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項（16の2の項） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項（26、87の項） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項（56の2の項） 2. 別表第二省令第19、30、44条、12条の2	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康づくり課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	野辺地町役場　健康づくり課　青森県野辺地町字前田5番地2　電話番号0175-64-1770
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	野辺地町役場　健康づくり課　青森県野辺地町字前田5番地2　電話番号0175-64-1770

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	平成29年6月5日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成29年6月5日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[ ]接続しない（入手） [ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長　飯田　貴子	課長	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ　リスク対策 各設問	なし（様式改訂により追加された項目のため）	【1.提出する特定個人情報保護評価書の種類】 A. 基礎項目評価書 【2.特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）】 Q. 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か A. 十分である 【3.特定個人情報の使用】 Q. 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か A. 十分である Q. 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か A. 十分である 【4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託】 A. 委託しない 【5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）】 A. 提供・移転しない 【6. 情報提供ネットワークシステムとの接続】 Q. 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か A. 十分である Q. 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か A. 十分である 【7. 特定個人情報の保管・消去】 Q. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か A. 十分である 【8. 監査】 Q. 実施の有無 A. 自己点検 【9. 従業者に対する教育・啓発】 Q. 従業者に対する教育・啓発	事後	